

自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）第5条第2項の規定に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令を次のように定める。

平成12年4月5日

自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令

防衛庁長官 瓦 力

- 1 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条第1項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛隊員が行う捜査を受けている被疑者又は被疑者の弁護人、代理人その他これに準ずる者（当該被疑者の利益のためにする行為を行う場合に限る。）は、当該自衛隊員の自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号。以下この項において「政令」という。）第2条第1項に規定する利害関係者とみなし、政令の規定（政令第2条第2項を除く。）を適用する。
- 2 被疑者が法人その他の団体である場合において、その役員又は従業員（当該被疑者の利益のためにする行為を行う場合に限る。）は、前項の利害関係者とみなす。

附 則

この訓令は、平成12年4月5日から施行する。